

初診時 選定療養費のお知らせ

当院では、平成30年4月2日より、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんには、初診料とは別に選定療養費をご負担していただいております。

紹介状を
お持ちでない方

3,240円(税込) ご負担いただきます。

紹介状を
お持ちの方

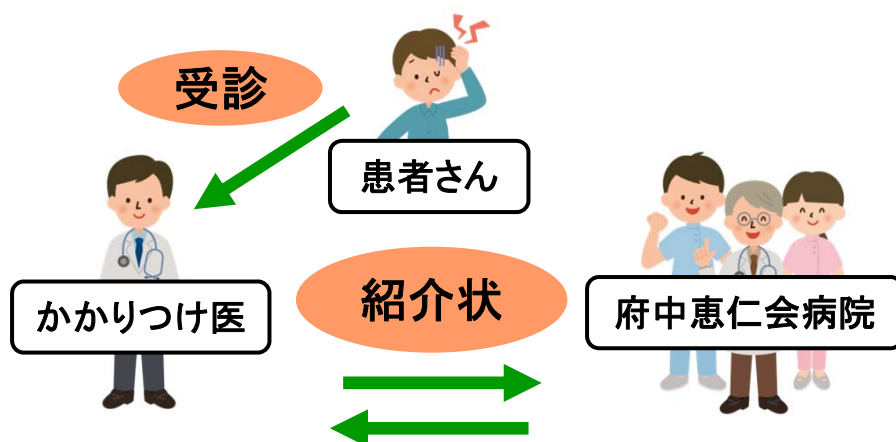
ご負担なし

今後とも、当院は地域の診療所等と積極的な診療連携を行い、患者さんへの円滑な診療を実施していきますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

選定療養費とは

厚生労働省により選定された制度であり、「初期の治療は地域の医院・診療所などで行い、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的とされています。病院(200床以上)に初診で受診する際に、他の医療機関からの紹介状がない場合に、通常の医療費とは別に病院が定めた金額(選定療養費)を徴収するというものです。

ただし、特定の公費医療を受けている場合、救急車での緊急搬送をされた場合や緊急やむを得ない事情の場合は対象となりません。



ご不明な点については、受付スタッフまでお問い合わせ下さい。